# 会 議 録

会 議 名	令和4年度第3回東松山市立小・中学校適正規模審議会						
開催日時	Δ.Fr. 4.Fr. 1. 1		開会	14時00	分		
	↑ 〒和4年11 	月24日(木)	閉会	15時40	分		
開催場所	東松山市民文	化センター 大会	会議室				
	1 開 会						
	2 あいさつ						
	3 報 告						
会議次第	学校適正規模に関する意見交換会(大岡小学校区)について						
	4 議 事						
	方策協議について						
	5 その他						
	6 閉 会						
公開・非公開の別	公開	傍 聴	者 数	3 人			
非公開の理由	非公開の理由						
	会 長 大島	吉郎 出	委 員	前田 健吾	出		
	職務代理 田中 万	恵子 出	委 員	庭野 さやか	欠		
	委員 大木 ]	聖子 出	委 員	戸森 健治	出		
*************************************	委 員 阿形 🦠	寿和 出	委 員	山本 和順	出		
委員出欠状況	委 員 小暮 日	青彦 出	委 員	高野 昌枝	出		
	委 員 吉岡 i	武志 出	委 員	中嶋 栄	出		
	委 員 小川 名	散出	委 員	眞下 章	出		
	委 員 亀山 伯	変明 欠					
	教 育 長	吉澤 勲	学校教育	課長 久保田	慶一		
	学校教育部長	小林 強	学校教育課	早主幹 森田 昌	克		
事務局	学校教育部次長	野口高志	学校教育課語	副主幹 稲葉 昌	弘		
	教育総務課長	橋本 光能	学校教育課	果主任 高坂 直	之		
	教育総務課副課長	千代田 章夫					

	次	第	顛	末
1	開会		(事務局開会宣言)	
2	あいさ	う	(教育長あいさつ)	
			(大島会長あいさつ)	
3	報告			
	7	大島会長	それでは次第「3 報告」に入	ります。
			資料1をご覧ください。これまで	での審議会においても、事務局から「小
			学校第二地域の方策実施年度を先	送りとし、関係する保護者らと意見交
			換を重ねる旨」と説明があったと	ころです。
			教育委員会事務局では、10月	17日(月)、22日(土)に大岡小
			学校区の保護者や、未就学児童がい	いる世帯の保護者を対象に意見交換会
			を開催した旨の報告を受けており	ます。
			これについて、事務局から報告	をお願いします。
	学校教育	育部次長	(資料1 学校適正規模に関する	意見交換会 会議録要旨を用い、意見
			交換会の目的、意見交換の進め方	等について報告)
	7	大島会長	なお、本日の資料1学校適正規模	莫に関する意見交換会会議録要旨及び
			資料1-2学校適正規模に関する	意見交換会 (大岡小学校区) について
			は、会議の2週間程前に会議開催	通知とあわせ郵送いただき、拝見させ
			ていただきました。委員の皆様も	御覧いただいているかと存じます。
			会議当日は限られた時間ですの	で、事前に送付いただいたということ
			で、事務局にお礼申し上げます。	
			委員の皆様より、保護者や、未就	学世帯の保護者からの意見を聞いて、
			何かご意見、感じたこと等ござい	ましたらお願いいたします。

# 小暮委員

以前、大岡小で働いていたことがありますが、当時は1学年2クラスであり、新興住宅地のご家庭と、昔から住んでいるご家庭では価値観の差があったという印象があります。しかし、学校に対し協力的で、奉仕作業はほぼ全家庭が参加いただける地域でした。

審議会への意見も、地域として熱い想いがある地域であると感じています。

松二小でも働いた経験がありますが、当時1学年4クラスあり、規模が大きい学校でありました。殿山町などは新興住宅地で活気のある保護者の方が多かった印象があります。もともといらっしゃったご家庭の方々は、落ち着いた印象を持っていました。松二小校区にお住いの方も、学校に対し、協力的な地域であると感じたところです。

#### 戸森委員

意見交換会の対象世帯はどれくらいあったのですか。また参加できな かった方に対する情報の共有はどのようにされたのですか。

## 学校教育課主幹

意見交換会開催通知は、大岡小在校生については、全てのご家庭に、また、未就学児がいる世帯については、51世帯(未就学児童66人)に対し、開催通知を送付させていただきました。

参加できなかった方への周知、情報の共有については、意見交換会要 旨について、市ホームページで公表させていただく予定です。

#### 中嶋委員

これから入学する未就学児の保護者からは、できれば人数がある程度 いたほうがよい旨の意見がありましたし、また大岡小を卒業された保護 者からは、学校に対する熱い想いを感じました。

やはり、これから、入学される未就学児童の保護者の意見は重要であると思います。そのようなことも考えながら、今後も進めていただければと思いました。

先程、学校教育部次長から報告をいただいた意見交換会の進め方として、少人数でのグループを形成し、意見交換が行われたことは非常によかったというのが第一印象です。一般的に説明会等では発言されない方がほとんどであり、運営方法はすごくよかったと思います。

資料1会議録の要旨を読んで、在校生の保護者からは、今の大岡小が きめ細かな教育ができるメリットがあり、よい旨の意見がありました。 また、これから入学を予定されている未就学児童の保護者からは、学校 も初めてで色々な不安があるのではないかと感じました。

資料1、学校適正規模に関する意見交換会会議録要旨の7ページ、10月22日開催分のA班の意見において、発達上の問題や男女の偏りが生じた場合、育ちに影響があるのではないかと心配されている保護者の意見があります。今の時代、多様性を認め合う時代となっている中で、大岡小の令和4年度の3年生を見ると、(資料1-2小学校児童数、学級数の推移・推計資料(地域分け)R4.5.1)4人であり、限られた環境の中で、多様な考え方に触れる機会が少なくなる可能性があるし、学びあったり、切磋琢磨するような機会が少なくなる可能性があることを心配されている保護者の気持ちも表れているのではないかと思います。

少人数の教育はメリット・デメリット両方あるが、保護者の方の心配 や不安が意見交換のなかで表れているのではないかと感じました。

今後、進めていく中で、学校の存続や、統合・再編を進めてほしい旨のそれぞれの意見があると思うので、きめ細かな丁寧な説明を重ねていきながら、理解を得られたうえで、方策について協議を行っていくべきであると感じております。

また、小学校から、中学校に入学する際に中1ギャップ※という言葉があると思います。環境が大きく変わることで思ったのが、推計資料(資料1-2小学校児童数・学級数の推移・推計資料(地域分け)R4.5.1)の大岡小、令和7年度の6年生が4人となっています。今後、北中に入学すると思いますが、北中の令和8年度1年生は94人となります。

中1ギャップがあるといわれているにもかかわらず、4人のクラスから94人の学年の中に入ることは保護者としても、心配されているのかなと感じておりました。環境が変わることによる対応、通学や学童の件も含め、丁寧な説明が求められていると感じております。

#### 大島会長

事務局でも、是非、このような意見交換会を重ねていっていただければと思います。

## 山本委員

資料1会議録要旨の6ページ、他の意見で、学童に関するものがあるが、利用について、もし大岡小が閉校になった場合、松二小の学童(きらめきクラブまつに)に入れるのかという問いなのか、現在、大岡小児童に対応している学童(ひまわりクラブ)の問題を問うているのかわからないのですが、どういった趣旨の質問と理解すればよろしいのでしょうか。

## 学校教育部次長

大岡小、松二小それぞれ、学童の形態が違いますので、大岡小の児童 が松二小に通学することになった場合、現状と同じように利用できるの かどうかという趣旨の質問でありました。

#### 学校教育課長

補足をします。私は当日、このグループに入って話を聞いておりましたが、保護者の言葉をそのままお伝えすると、高学年の児童について、 大岡小学校区の学童では預かっていただいているが、松二小校区の学童 は預かっていただけない話をされていて、その部分について、不安があるとお話されていました。

# 田中委員

委員の方から色々な意見をいただきました。それをうかがって、やは り、事務局が事前に資料1会議録要旨を送っていただき、委員皆さんが それぞれに考えて、この審議会に臨まれていることが、すばらしいなと

## 田中委員

感じています。戸森委員からもありましたが、意見交換会の周知、方法も事務局では工夫されており、意見交換会も少数のグループにすることにより、貴重な意見を吸い上げていることはよいことであると思いました。中嶋委員からも、発言がありました、未就学児童の保護者の意見は大切であると思うので、これからも是非、事務局で意見交換を重ねていってもらえればと思いました。

眞下委員からも発言がありました、現在、多様性ということは大事に されていることであると思います。またそれが求められていると思いま すので、そのようなことも説明の折、色々な形で示していただければ、 保護者の方の不安も解消できるかと思います。

このような意見交換会が充実して、また周知されているということが、大変すばらしいと感じました。

## 大島会長

意見交換会を開催するにあたり、時間や機会が限られてくると思います。今後も、多くの方にご参加いただくような形で是非、このような意見交換会を重ねていただき、様々な保護者や地域の皆様のご意見をこの審議会の場で紹介いただけるようお願いします。今後とも、教育的な観点から、児童ファーストの視点で意見交換を重ねる必要があると思うので、引続き、事務局で対応をお願いしたいと思います。

他に委員の皆様、ご意見等ありますか。

各委員

(意見なし)

大島会長

無いようですので、「3 報告」は以上とします。

#### 4 議事

大島会長

続いて、「4 議事」に移ります。

資料2をあわせてご覧ください。前回会議では、検討優先順位に基づき、小学校第二地域に次ぐ、小学校第一地域について、検討を行いました。

検討の結果、小学校第一地域については、現在、唐子小学校の令和4年度1年生の通常学級児童数が32名と1クラスであり、小学校の適正規模の基準である12学級から18学級を満たしていないが、1学年で36人以上、つまり現状の32名からあと数名児童が増えれば、2学級編制が可能となることや、1クラス30数名という規模であれば、教育活動に影響がないのではないか、とする意見があり、直ちに適正規模化に向けた具体的な方策協議を開始する段階ではないと前回8月の審議会で審議されました。

今後、児童数の推移・推計を注視していく過程において、適正規模化に向けた方策協議を開始する目安として、「30人未満の学年が複数生じた時点」を、具体的な方策協議を開始する目安として、まとめたところです。

また、委員の皆様も既にご存じのとおり、明日11月25日(金)と28日(月)に関係する校区の保護者や住民の皆様に対し、小学校第一地域の審議経過の報告と併せ、子供たちにとって望ましい学習環境について、意見交換会を開催する旨、事務局から報告を受けていることと思います。

なお、小学校第二地域について、事務局では今後も意見交換を重ねていくこととし、それらを審議会へ報告するなかで、方策協議を行い、答申をいただきたい旨、説明を受けているところです。

このことから、本日は、検討優先順位に基づき、小学校第四地域・中学校第二地域について、検討を行いたいことを提案いたします。

なお、小学校第四地域と中学校第二地域の検討優先順位は同列でありますが、小学生は、中学校に、進学していくことから、まずは小学校を優先して、また、推移・推計資料からは学校適正規模の基準を学級数で

上回っている南中学校は、令和15年度に適正規模の基準に戻ることが 読み取れます。

このことから、本日は、小学校第四地域について、検討を行いたいと 考えます。委員の皆様より、ご意見等、ございましたらお願いします。

各委員

(意見なし)

大島会長

ご意見無いようですので、本日は、小学校第四地域について、検討を 行います。事務局から、小学校第四地域について、児童数の現状・推計 等について説明をお願いします。

学校教育課主幹

(資料1-2 東松山市立小学校児童数、学級数の推移・推計資料(地域分け)R4.5.1を用い、小学校第四地域の現状・推計について説明。)

本市の学級編制は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数 の標準に関する法律」に基づき行っています。

小学校における通常学級の児童数についてですが、令和4年度は1年 生から3年生まで、1学級35人以下、4年生から6年生は1学級40 人以下となっています。

これが、令和5年度からは、4年生まで、1学級35人以下となり、 令和7年度以降は、全学年で1学級35人以下となります。

「東松山市立小・中学校適正規模に関する基本的な方針」では、学校の適正な規模の基準として、小学校1校で12~18学級となっています。1学年が2学級(クラス)の学校の場合、12学級、1学年が3学級(クラス)の学校の場合、18学級となります。

この12~18学級が適正規模の基準としたとき、小学校第四地域では、高坂小が、推計可能な令和10年度まで、本市で適正規模とする学級数の基準を満たしておりません。

令和4年度・5年度は25学級、令和6年度から令和8年度まで、学

#### 学校教育課主幹

級数は26学級と推計されています。

児童数については、令和7年度まで増加していきますが、令和8年度 から減少に転じ、令和9年度には、学級数も前年令和8年度の26学級 から、25学級と減少に転じていく推計となっています。

野本小及び桜山小は、推計可能な令和10年度まで、適正規模の基準である12学級~18学級を満たしていくこととなります。

## 大島会長

学校の大規模化への対応を確認します。「基本的な方針」35ページです。

『本市においては、平成7年度以降、人口は9万人台を維持してきているが将来的には徐々に減少する見込みである(国勢調査による)。また、本市の人口維持を支えている高坂駅東口周辺や美原町でも、いずれは増加が緩やかになることが見込まれている。

このため、小中学校では、将来的には児童生徒数は減少することが見 込まれるため、新たな学校の建設は実施せず、既存施設により対応する ことが望ましい。

しかしながら、学校適正規模を著しく逸脱している場合、教員が児童 生徒一人一人の個性を把握してきめ細かい指導を行うこと、少人数指導 を行うための教室を確保することが難しいこと、校外学習において見学 内容が制限されること等の弊害が生じる事態も想定される。

その場合は、近隣学校の児童生徒数や学級の動向を勘案しながら、通 学区域の見直しを検討する必要がある』、とあります。

学校の大規模校への対応方策である、「通学区域の見直し」では、過去に通学区域審議会で検討いただき、その時の反省に基づき、この「基本的な方針」が策定された経緯があるとうかがっております。

その都度、臨時的に通学区域を見直すことにより、様々な混乱が生じ かねないことから、方針に基づき、方策を検討していくということが当 時示されました。

小学校第一地域の検討と同じように、現状を把握し、推移・推計表を確認し、小学校第四地域について、適正規模化に向けて、通学区域の見直しを行うのか、否かを検討したいと思います。適正規模化の目的は、子供たちの学習環境をよりよくするためであります。

事務局から、説明があったように、小学校第四地域では、高坂小が学級数において、適正規模の基準である12学級~18学級を満たしておりません。

高坂小の令和4年度、5年度は25学級、令和6年度から令和8年度 にかけて26学級とピークを迎え、以降、減少していく見込みです。

なお、小学校第四地域については、平成28年度、当時はまだ本市の 適正規模の基準はなく、教室数が不足する観点から、通学区域の見直し を行った経緯があるとうかがっております。

平成28年度、通学区域審議会を開催、答申を尊重し、教育委員会では通学区域を変更することを決定し、平成30年度から、通学区域(高坂小・野本小・桜山小)の変更を実施した経緯がございます。

また、「基本的な方針」32ページをご覧ください。記載がありますように、方策の実施にあたっては、学校適正規模の基準を形式的に適用するのではなく、地域の人々の学校に対する様々な思いや感情、小学校第四地域で言えば、平成30年度から校区変更を実施したことに十分な配慮がなされなければならないことは言うまでもない、ということも参考にしつつ、推移・推計表をご覧いただき、小学校第四地域について、委員の皆さんから、ご意見をいただきたいと思います。

#### 大木委員

当時、高坂小の人数が増えたので、通学区域の見直しを行い、色々と 混乱があったということは聞いております。しかし、これを解決するに は新しい学校は設立しない、けれど、何とかしたいということであると、 通学区域を見直すことであると思いますが、例えば、ここで通学区域を 分けるということではなく、双方区域を広めにとり、どちらの学校にも 大木委員

通学できることを選択できるような方策はとれないのかと思います。

阿形委員

高坂小の児童数の増加は、子供たちが様々な学校活動において、例えば、水泳の時間にプールに入る等、通常の学校に比べると、回数が少なくなる。あるいは、宿泊等の学校行事において、行先を設定する際にも、コロナ禍で人数が多いから限定されてしまう等、今まで大岡小の人数が少ないことについて様々な検討を行いましたが、それに比べると子供たち一人一人が得られなければならない機会がなくなる心配があります。

それを具体的に解消するために一番良いのは、施設等のキャパシティを大きくすることであると感じています。通学区域の変更は自身も野本小で経験してきたが、元々の地域の方、新しく入ってきた方、子供たちに様々な影響があるため、理想でいえば、施設等のキャパシティを大きくしてほしいとする意見です。

山本委員

大規模校のデメリットを確認したいのですが。保護者や先生方の委員 で把握されていたらお聞きしたいのですが、いかがでしょうか。

大島会長

前田委員いかがでしょうか。

前田委員

私は、市の川小の保護者で、高坂小に次ぐ規模の学校ですが、何とも 申し上げられません。

審議委員として、高坂小を過去の経緯から配慮すべきなのか、それとも、児童数は減少していくので、このままでよいのかの議論をしなければいけないと思うが、個人的には児童数が減少していくので、このままでよいのではないかと思います。

しかし、そうした場合、児童は大規模の状態を経験することとなります。

このため、委員皆さんで検討を行い、高坂小の方策実施を進めるのか、

前田委員

このままにするのか、しっかり決めるべきではないかと思っております。

田中委員

平成30年度に通学区域の見直しを実施していることを念頭に置きながら、慎重に議論していく必要があると考えます。通学区域の変更・見直しがあると、家庭にも大きな影響があるとうかがいましたので、通学路の安全や登下校の時間や部活等、中学校にも関わってくると思います。このため、人数の多い学校でも教育的に大丈夫という意見が出るのか、あるいは児童数は減っていくが、通学区域を見直したほうがよい旨の意見がでるのか、是非、意見をお聞かせ願いたいと思います。

戸森委員

学校教育部次長が前任の高坂小校長であったので、高坂小の状況をお聞きできるのかと思います。また前回の校区変更の際、感情的なものはあったものと、私も審議委員として参加していたので分かるのですが、 実態として子供たちの学びの場としてはどうなのかと思います。

学校教育部次長

ここでは、高坂小前校長と言う立場で発言させていただきます。まず、 デメリットについての質問ですが、デメリットとしては、校庭の使用が 挙げられます。また現在ですと、コロナ禍ということもあり、学年を偶 数、奇数学年で分け、校庭の使用を曜日で分けて順番制で行っていまし た。また体育館の使用についても、年間の教育課程を考えながら割振る など対応しておりました。行事についても、高坂小の児童数の多さが多 少影響しているのか、複数の学校と宿泊先を共にすることが難しかった ため、修学旅行等宿泊先の検討が難しかったりしました。

眞下委員

学校教育部次長から現場の状況をお聞きしましたが、高坂小は学力の 面においてどのような状況でしょうか。差し支えなければ教えてくださ い。大規模校ではお聞きしたデメリットもあると思いますが、切磋琢磨

できる等のメリットもあり、良い面もあると思うのですが、いかがでしょうか。

学校教育課長

学力は県平均を超えており、教育課程を実施する上でも、問題ないと 認識しています。

真下委員

学力も県平均以上であれば、問題ないと思います。また推移・推計表 をみても、高坂小は令和8年度から減少に転じていきますので、推移を 見守るということでもよいのかと思います。

吉岡委員

高坂小校区については、通学区域審議会を経て、平成30年度に通学 区域変更を実施しています。通学区域の見直しにあたっては、慎重に意 見をまとめあげていくことが大事であると感じます。「基本的な方針」 では、適正規模の基準として、12学級~18学級という基準がありま すが、委員皆さんの意見や住民の色々な人の意見をまとめあげないと、 難しい案件であると思います。

中嶋委員

私の住んでいる校区は桜山小校区ですが、桜山小は特認校制度で、学区外からも児童が通っています。特認校制度は、児童の入学者が不安定な面があります。高坂小の児童数が減少していくなかで、このままの状態でいくことが、感情的にも保護者や地域の方にとってよいことであると思いますが、大規模校のデメリットを考えると、通学区域の見直しはせずとも、高坂小の児童が高坂小、桜山小を選択できるようなこともよいのかと思いました。

戸森委員

この先、また児童数の安定的なことを考えると、ある程度のところで、 通学区域の見直しが必要ではないかと考えます。特認校制度により、地域では困っている現状があります。地域の学校と考えた場合に、PTA

# 戸森委員

同士の関係性が難しく、かなり悩んでいます。可能であれば、評価をしたうえで、特認校制度を廃止していただきたい。父兄の方々からも、この審議会で状況を伝えていただきたいと要望を受けておりますので、お話させていただきました。そもそも、特認校制度がどのような経緯でできたのか、また色々な諸条件で桜山小へ来られる方もいます。特認校制度は人数が増えるメリットはありますが、地域の学校という意味ではPTA同士の関係性も難しくなっているという話を聞いておりますので、本日、失礼する前に述べさせていただきました。

#### 大島会長

桜山小特認校制度の課題となる面について、言及していただいたもの と思います。

### 前田委員

高坂小における適正規模化への検討について、保護者は知っているのですか。大事なことは、平成30年度にも一度、通学区域の見直しを行っていますので、保護者や地域からは反響があると思います。保護者にヒアリングを行い、このままの状態でよければ、大規模ではあるがこのままの状態でいく。この先、児童数は推計資料からは減少していくことが読み取れます。審議会で適正規模化に向けた検討を行っていることを高坂小の保護者の方は知っているのかどうかが大事であると思います。

## 大島会長

本日、議事としていますので、保護者の方には周知していない状況で あると思います。審議会の審議経過を踏まえ、必要に応じ、事務局が意 見交換会等を行うことになるかと思います。

## 学校教育課主幹

学校適正規模について、全市的に検討を行っていることは、市ホームページや広報紙を通じ周知しておりますが、高坂小校区の保護者や住民の方を対象に、説明会等は行っていません。

現状に対し、大きな変更が生じる場合には、当然、地域で説明会を開催し、お知らせする必要があると思います。

また、桜山小の特認校制度については、次回以降の審議会において、 議事でとりあげる機会を設ける等したいと思います。本日は、高坂小に ついて議論いただき、ある程度の結論を出したいと考えております。

「基本的な方針」によると、大規模校では、教室が不足する学校等を 短期的な取組として検討対象とする、とありますが、高坂小の教室数の 現状について、事務局からお示し等いただければと思います。

学校教育課主幹

高坂小について、現状の教室数は足りております。今後、教室数が不足することが見込まれる場合、教育課程に影響がない特別教室を改修し対応していくことを考えており、推計可能な令和10年度まで対応可能です。

大島会長

児童の教育に影響が及ばない範囲において、特別教室の改修を行うため、対応可能ということです。

田中委員

「基本的な方針」に基づけば、適正規模化が必要であると思う。しかし、本日の話し合いの中で、高坂小は学力の面でも満たしている、県平均以上、また教育課程上も色々なご苦労はあるけれど大丈夫ですということ、更に教室数も推計可能な令和10年度まで不足しない状況であるとのことです。やはり平成30年度に通学区域の変更を実施しているうえで、また今回大きな見直しというのは、保護者や地域の方にとってどうなのかと感じています。当時は、学校適正規模の基準がなく、今回は市の適正規模の基準である「基本的な方針」に基づき、検討を行いましたが、地域の方からすると、また議論するのかということがあると思います。

高坂小がこの先、児童数が増えていくのに手を打たないのではなく、

## 田中委員

推移・推計表では、児童数は減少に転じている数値が出ていますので、 通学区域の見直しを先送りではないが、現段階ですぐに通学区域を見直 すということは、まだ、5年も経っていないのにどうなのかという部分 は強く感じます。このことについて、皆さんからもご意見をいただきた いと思います。

## 大島会長

先程、学校教育部次長からも、着任時の高坂小の状況をお伺いしましたが、円滑に学校生活が送られているとの紹介がありました。混乱等はないということをお聞きしております。様々な工夫を凝らし、先生方のご協力のもと、円滑に学校運営が行えていると思います。現在は25学級と適正規模の基準である18学級を超えていますが、令和8年度から児童数は減少に転じていきます。ある程度、現状を見守りながら、様々な工夫を凝らすことにより、児童の教育の質を保っていくことは可能であると思われます。

#### 真下委員

基本的な方針の32ページをご覧いただければと思います。学校規模 の適正化に伴う配慮事項ですが、保護者や住民と十分に話し合い、相互 理解を図ることが最も重要なことであると記載されています。

平成30年度、今から5年前に、通学区域の変更を行った経緯があり、 当時、基本的な方針にあたる基準がないなかで議論されていました。

当時の通学区域審議会でも、市の全体的なビジョンとして、指針を作ったらどうかということで、市の基準である「基本的な方針」が策定されたと聞いています。

私が平成29年度、通学区域審議会委員として、美原町地区の松山中と北中の校区について審議していた当時、他の委員からも、色々と生活環境が変わったりするので、できれば、通学区域の変更は避けるべきというような声も聞かれました。

令和8年度から、高坂小児童数は減少に転じていきます。また、過去

に一度、通学区域の変更を行っていますので、ここで2回目、またですかと住民の方からすると思うと感じます。生活に関わることであり、この先、児童減少が見えていますので、推移・推計を見ながら考えたらよいのではと思います。また、高坂地区では今後、大規模な住宅開発が今のところないと思うので、2度目の通学区域の見直しを行うのではなく、少し様子を見ていくのもひとつの方法ではないかというのが私の考えです。

#### 大島会長

児童・学級数の推移・推計資料、高坂小を見ますと、令和7年度は8 12名、令和10年度で704名となり、100名以上減少することが わかります。桜山小は、令和7年度は403名、令和10年度で348 名と50名近く減少します。推計資料からは児童数が目に見えて減少し ていくことが読み取れます。その時々の状況にあわせ、適宜、ふさわし い方策を実施していくことが、求められると思います。

#### 山本委員

今、会長を含めた発言の流れの中で非常に申し訳ないのですが、この審議会の役割は、学校の適正規模について審議を行うこと、また会長のお言葉をお借りすれば、子供ファーストという観点を大事にしようということですが、高坂小について、推計で示されているのは令和4年度から推計可能な令和10年度までの7年間ですが、一人の子供が6年間、この規模のなかで、学校生活を送るということです。本日の議論で、学区を緩くし、選択できるような方策も考えられるのではないかというお話も複数の委員からありました。それは高坂小児童が少し減る。ということを期待してのご意見であろうと思います。「基本的な方針」32ページ記載の学校規模の適正化に伴う配慮事項を踏まえてですが、子供一人一人に視点を与えると、高坂小はかなり公平性に劣るのではないかと私は印象を持っています。今後、児童数について推計はできますが、都市計画の関連もあり何とも言えませんが、現状で言えば、高坂小のこの

山本委員

状態は何らかの対策をとるべき数値であると私は考えます。

大島会長

他に委員の皆様からご意見等ございますか。

各委員

(意見なし)

大島会長

無いようですので、本日のまとめに入りたいと思います。

学校適正規模の基準を満たしていない高坂小に焦点をあて、本日、小学校第四地域の適正規模化に向けた検討を行い、委員の皆様からご意見いただきました。

推移・推計資料において、令和5年度以降は、特別支援学級や特認校、 私立に進学する児童は含まれていませんが、高坂小は学級数において、 令和8年度にかけて26学級とピークを迎えます。適正規模の基準を上 回りますが、学級数においては、令和9年度からは25学級と減少に転 じる見込みであります。児童数は令和8年度から減少に転じる推計となっています。

教室が不足する場合は、事務局からの説明では、授業等に影響がない 特別教室を普通教室に改修し、対応する方針が示されました。

平成30年度に通学区域の変更を実施し、5年を経過することであります。当時、学校適正規模の基準がなかったということもありますが、ここでまた、通学区域の見直しを行うことは、児童、保護者、また地域の人々の学校に対する様々な思いや感情に大きく影響を受けることがありますので、慎重に検討してまいりました。

大木委員や山本委員から、学校区については、柔軟に選択ができるよう、選択肢を設けたらどうかとご意見がありましたので、今後、そのようなことも踏まえ、慎重に検討していく必要があると思われます。

通学に関することは、教育環境の一環と捉え、児童数が、増加傾向に あるならまだしもですが、推計資料からは今後、児童数は減少に転じて

いく見込みであります。

小学校第四地域について、現時点では、推移・推計表に基づき、推移 を慎重に見守り、必要に応じ、具体的な方策を検討していくことで、本 日の時点では審議会のまとめとしたいと思います。

この点について、委員の皆様よりご意見等いただければと思います。

各委員

(意見なし)

大島会長

特に無いようでしたら、次回以降の審議においては、このようにまとめたことをくみ取りまして、審議をお願いしたいと思います。

他にご意見、ご質問等いかがでしょうか。無ければ議事については、 以上といたします。本日予定していました全ての議事を終了し、議長の 任を解かしていただきたいと思います。

議事の進行にご協力いただき、ありがとうございました。

5 その他

事務局

【会議録の公表について説明】

【次回の会議の日程について説明】

6 閉会

(事務局閉会宣言)

令和4年12月14日 署名委員 <u>高野 昌枝</u>

署名委員 中嶋 栄